

「（仮称）岡山市公文書管理条例（案）の骨子」への意見募集（パブリックコメント）結果

1 意見募集の概要

- ◇募集期間
- 令和7年9月25日（木）～令和7年10月24日（金）
- ◇閲覧場所
- 行政事務管理課、情報公開室、中・東・南区役所総務・地域振興課、本市ホームページ
- ◇意見の提出方法
- 直接持参、郵送、ファックス、電子メール、ホームページ入力フォーム
- ◇意見の提出先
- 岡山市行政事務管理課

2 意見募集の結果

- ◇意見数
- 28件
- ◇意見提出者
- 8名

カテゴリ		パブリックコメント一覧		回答一覧
条例	条例の目的	1	管理条例の「基本的な考え方」は、「公文書管理法」を参考にすれば、「岡山市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、市民共有の知的資源であることにかんがみ、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等によって、これまでの行政の蓄積された知恵を今後の行政に活かしていくとともに（以下略）」とすべきではないでしょうか。	公文書管理法も参考にし、第1条で、本条例の目的が市民のみなさまに伝わりやすい表現にしていまいます。
		2	「基本的な考え方」にある「市の活動の記録を正確に保存し」の部分ですが、たとえば、「市の活動に関する重要かつ必要な記録を確実に保存し」といった表現の方が適切ではないでしょうか。「正確に保存」という表現には違和感があります。	
	用語の定義	3	「公文書等」という表現があります。骨子案での「公文書等」とは、「公文書」および「歴史的公文書」を指すとは思いますが、骨子案中にその定義が示されていません。定義を示しておくべきと思います。	条文中の表現について、参考にさせていただきます。
		4	ここでの「歴史的公文書」の定義は非常にわかりにくいです。特に「市長に移管されたもの」についての説明が骨子案中にはまったくありません。	
		5	岡山市の「歴史的公文書」とは、「公文書のうち、将来にわたって市の活動又は歴史を検証する上で重要な情報が記録されているものとして実施機関および公文書審査委員会が評価し、公文書センター（市長）に移管されたもの」と定義づけられるようにと思いますがどうでしょうか。	
		6	骨子案では「歴史的公文書」を「公文書管理法」でいう「歴史公文書」と「特定歴史公文書」をあわせた概念として使用されているようです。その結果、骨子案の中での「歴史的公文書」の使い方が混乱していませんか。いま一度、「公文書管理法」における「公文書」「歴史公文書」「特定歴史公文書」の違い、区分を整理された方がよいと思います。	
	公文書の作成	7	修正のための決裁を経ない決裁終了文書の修正を禁止する一文を入れてはどうか。（千葉県市川市の「公文書等の管理に関する条例」第5条参照）	文書取扱事務に該当する内容と考えます。ご意見は参考にさせていただきます。
	保存期間が満了した公文書の取扱い	8	公文書管理審査会が評価選別を行うのであれば、「2 公文書の管理」（5）のあとに、「廃棄予定文書については歴史的公文書に該当するか否かについて公文書管理審査会の意見を聞かなければならない」という文言が入るべきではないでしょうか。骨子案では歴史的公文書の評価選別に対する審査会の権限が明確されていないと思います。	条例に規定する公文書管理審査会に意見を聴くべき事項について、参考にさせていただきます。
	公文書管理体制の整備	9	「必要な体制を整備」とあるが、公文書センターの設置や各課の連携だけでなく、火災が起こった時にはどうするのか気になったこと。	緊急事態への対応は、別途必要と考えます。ご意見は参考にさせていただきます。
	利用請求	10	（2）利用請求の2つ目、「利用決定の判断にあたっては、歴史的公文書が作成され、または取得されてからの時の経過を…」とありますが、「歴史的公文書が公文書として作成され、取得されてから」とするのが正確ではないでしょうか。	ご意見について、参考にさせていただき、条文中の表現について検討していまいます。
	手数料	11	写しの交付費用について、明確な金額基準や上限額を示して欲しいこと。	手数料は、規則で規定する予定です。
		12	「写しの交付により歴史的公文書を利用する者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない」と書いてあるが、利用者が費用を負担するのは当たり前のことだと思ったこと。	

カテゴリ		パブリックコメント一覧		回答一覧
	利用促進・実施機関との連携	13	（３）「利用促進と実施機関との連携」は「関係機関（博物館・図書館等）との連携」の誤りではないですか。「歴史的公文書」の利用促進にあたり、公文書の作成・管理主体である「実施機関」との連携を図る、というのはどういう意味でしょうか。	「利用促進及び実施機関との連携」とするなど、混乱しない表現を検討してまいります。
		14	「歴史的文書の提供施策の充実に努める」と書いてあるが、具体性を示して欲しいこと。	歴史的公文書に関する調査研究事業の中で検討してまいります。
	公文書管理審査会	15	公文書管理審査会の（２）職掌事務の２番目「保存期間が満了した簿冊の保存、又は廃棄についての調査審議」は、「保存期間が満了した公文書が歴史的公文書に該当するか否かの評価選別（調査審議）」とすべきではないでしょうか。	条文中の表現について、参考にさせていただきます。
公文書館開設の考え方	歴史的公文書の評価選別	16	参考資料の「岡山市公文書館の開設に向けた基本的な考え方」では、「岡山市公文書館」が「歴史的公文書」の評価選別を行うとしています。しかし、骨子案では外部の「公文書管理審査会」が評価・選別を行う形に変更されています。この大きな変更はなぜでしょうか。	公文書管理審査会は、公文書館（公文書センター）が評価選別を行う際の諮問に応じて、調査審議を行っていただきます。公文書館（公文書センター）に専門職員や行政文書に携わって来た職員を置き、研修等による知識、技術向上を図っていきます。
		17	廃棄予定文書の評価・選別作業は、基準さえあれば機械的に行えるものではなく、個々の文書に即したていねいな検討が必要です。その作業には時間を要し、本務との兼務になる管理審査会の方にとってはかなりの負担、事務量となります。外部委員への作業委任という形でも、毎年の膨大な歴史的公文書の評価・選別が滞りなく進むとのお考えでしょうか。	
		18	専任の公文書センター職員が評価選別を行う方が、長い目でみて評価選別作業が効率的に進み、評価選別に関する知識・技術の蓄積という点でも利点があると考えます。公文書センターにそのような知識、技術をもった職員が育てば、岡山市が「行政の蓄積された知恵を今後の行政に活かしていく」上で貴重な存在となるのではないのでしょうか。	
	デジタル公文書の移管	19	デジタルの歴史的公文書を選別し、デジタルのまま確実に公文書館へ移管し公開できるような仕組みを構築すべきです。	デジタル公文書の移管方法について、検討してまいります。
	歴史的公文書の保存・管理	20	紙媒体の公文書は、保管期間満了時に公文書センターに移管するか破棄するかは二択しかないが、電子データとして保存することも検討すべきだと思う。	紙文書の電子化について、検討してまいります。
	関係施設との連携	21	関係施設との連携について、条例に明文化することは重要である。さらにもう一步進めて、滋賀県の公文書管理条例第22条のように、学校教育における活用についても検討してはどうか。文書の作成から保存までを学ぶ機会は、歴史教育とは別の知識である。公民教育として公文書の利用や公文書管理の基本を特に若い世代に普及することを検討していただきたい。	公文書センターの事業である普及活動の中で、関係施設との連携及び学校教育における活用等について、検討してまいります。
	公文書センターの職員体制	22	職員体制について、専門職員は会計年度任用職員ではなく正職員とし、十分な人数を確保し、専門的能力の保証として認証アーキビスト資格を取得させるべきである。	公文書センターと文書主管課との連携を図ってまいります。また、専門職員の確保・育成に努めてまいります。
		23	情報公開と公文書館の機能を併せ持つ窓口を整備するということであるが、情報公開と公文書館は時の経過の概念など公開の方法も異なり、職員の専門性も異なる。目の前の情報公開にマンパワーをとられ、公文書館機能が不十分なものにならないよう、専門職員は十分な人数を確保し、公文書館機能に専念すべきである。公文書館を情報公開の下請けや情報公開の附属物にしてはならない。	
		24	国では実現していないが、先行自治体では現用文書管理の専門職員を配置し、現場（担当課）職員を日々支援する役割が実現しているところがある。岡山市でも、公文書センターの専門職員が保存期間満了前から、必要に応じて担当課と意思疎通ができることが望まれる。特にデジタル文書管理の場合は、現用から非現用までを地続きで管理する体制づくりが重要で、専門職員は必須である。専門職員配置を条例に明記することと、適切な人数の配置を望む。非常勤（非正規雇用）の専門職だけでは、必要な庁内会議に参加できず、発言機会も与えられないなど、庁内・市民双方に有益な専門知が活かされない事例を聞く。外部研修への業務参加の保障とともに、情報システム部門・文書主管課・公文書センター専門職員らがチームで（電子）公文書管理に取り組める体制整備をめざしていただきたい。	

カテゴリ		パブリックコメント一覧		回答一覧
	公文書センターの所蔵庫	25	歴史的公文書の保存スペースについて、民間貸倉庫内に歴史的公文書専用のスペースを確保するということだが、民間貸倉庫はセキュリティーや保存環境の確保という点で不安を感じる。文書保存場所をしっかりとした市の施設とし、保存環境・セキュリティーに万全を期すべきである。	民間貸倉庫のセキュリティについては、安全を確保しています。ご意見は参考にさせていただきます。
その他	その他	26	新庁舎内での公文書館の設立、おめでとうございます。他の政令市の例など参考に、すばらしい施設となりますよう、期待しています。	—
		27	岡山県立記録資料館との関係性はどのようになるのでしょうか。記録資料館がすでに公文書を手広く取り扱っており、レファレンスサービスにも対応しているような気もしますが、新設される公文書館はそれと差別化できるのでしょうか。	本市が設置しようとしている公文書センターは、岡山市が作成、保存している公文書のうち歴史的公文書として評価、選別された公文書が移管されることになります。
		28	言葉が全体的に専門的で難しいと感じたため、適宜用語解説をつけて欲しいです。	条例化する際、及び公文書センターについての案内等では、市民にわかりやすい表現を心がけてまいります。